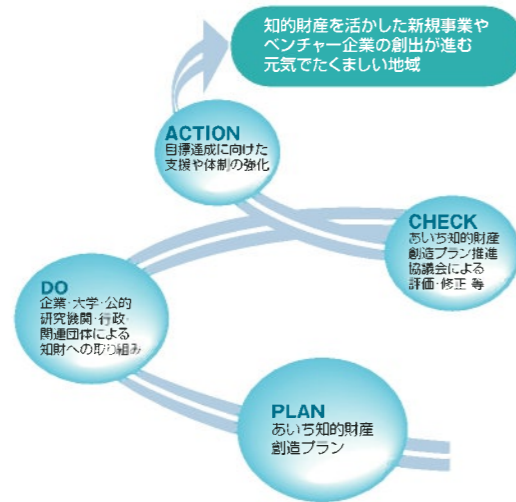


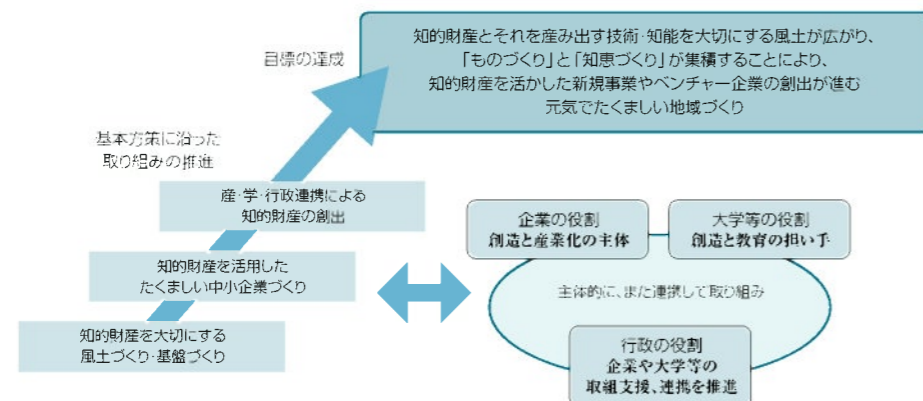
あいち知的財産創造プラン推進に向けて

プランの推進にあたっては、推進主体である産・学・行政が参画する「あいち知的財産創造プラン推進協議会」を県が主体となって設置し、2010年度の目標達成に向けた各主体の取り組みの評価と見直しを行っていく。この推進協議会は、毎年度、推進状況を把握し、課題やその対応を検討し、次年度の取り組みに反映させる(PLAN-DO-CHECK-ACTION)。

あいち知的財産創造プラン推進協議会におけるPDCA



プラン実現に向けた取り組みのイメージ



愛知県産業労働部産業技術課

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(〒460-8501)
 TEL 052-954-6350
 FAX 052-961-2833
 E-mail sangyo@pref.aichi.lg.jp
 URL <http://www.pref.aichi.jp/sangyo/chiteki>



2004 /

あいち知的財産創造プラン

Aichi Intellectual Property Creation Plan

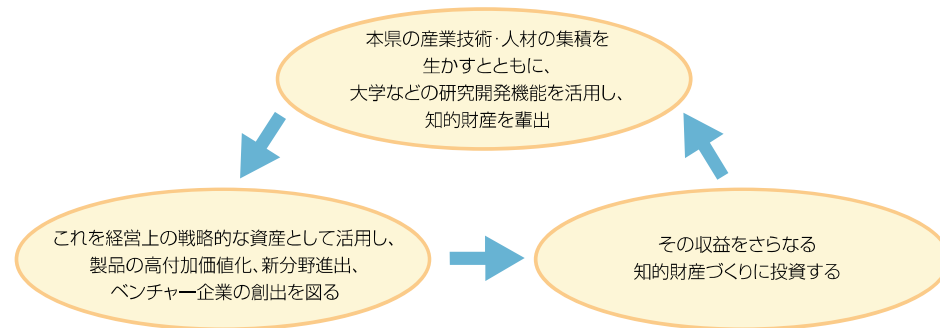
【概要版】



8月1日は、「愛知の発明の日」です!

あいち知的財産創造プランの目標

知的財産とそれを産み出す技術・技能を大切にす風土が広がり、「ものづくり」と「知恵づくり」が集積することにより、知的財産を活かした新規事業やベンチャー企業の創出が進む元気でたくましい地域づくり



あいち知的財産創造プランの期間

目標年度 2010年度 (2007年度に中間見直し)

プランの実現に向けた基本方策

プランの目標実現に向け、本県のものづくりや産業技術、人材の厚い集積を生かして、本県全体の知的財産を創造・保護・活用する力(地域知財力)を飛躍的に高めるため、

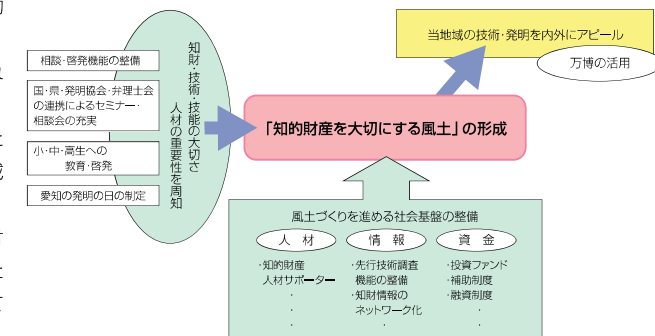
- 基本方策-1 「知的財産を大切にす風土づくり・基盤づくり」
- 基本方策-2 「知的財産を活用したたくましい中小企業づくり」
- 基本方策-3 「産・学・行政連携による知的財産の創出」

を知的財産立県の基本方策として取り組む。

また、2005年日本国際博覧会において、世界に向けてこの地域が有する技術や知的財産、さらには知的財産に対する取り組みを積極的に情報発信することにより、ものづくりばかりでなく、知的財産に関しても、拠点地域となるようめざしていく。

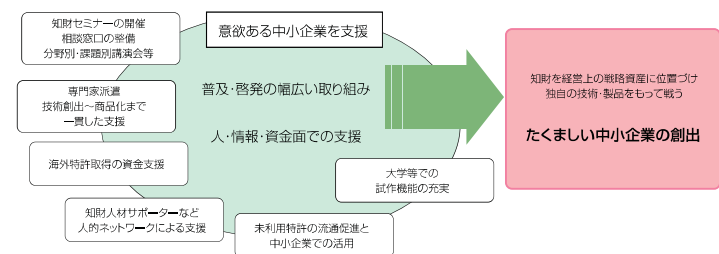
基本方策-1 知的財産を大切にす風土づくり・基盤づくり

- 知的財産を大切にす意識を産・学・行政それぞれの分野において広め、根付かせ、知的財産を大切にす風土づくりを推進する。
 - ・「愛知の発明の日」を設け、知的財産とこれを担う人材の重要性を集中的にPR
- 県は率先して、知的財産尊重宣言を行うとともに、2005年の愛知万博において、当地域が誇る技術や発明をアピールしていく。
- 風土づくりに不可欠な知的財産に関する人材や情報、さらには資金調達の仕事といった基盤づくりも地域をあげて、積極的に進めていく。



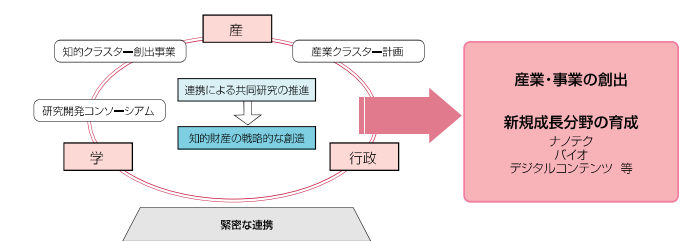
基本方策-2 知的財産を活用したたくましい中小企業づくり

- 知的財産を活用し、海外展開や新分野進出などに挑戦する中小・ベンチャー企業を、適切にサポートする。
- 知的財産を戦略的な資源と位置づけ、独自の技術・製品をもつという認識が弱い中小企業に対しては、知的財産の重要性の認識を広める。
- 知的財産に戦略的に取り組もうとする中小企業に対しては、既存の集積やネットワークを活用して、人的支援を行う。



基本方策-3 産・学・行政連携による知的財産の創出

- 知的財産立県の要となる知的財産の戦略的な創造に向け、産・学・行政が連携し、共同研究の推進に取り組む。
 - ・国等の共同研究制度等を活用、共同研究プロジェクトの提案、実施により知的財産の創造促進を図る。
- ナノテク、バイオ、コンテンツなど新規成長分野の育成に積極的に取り組む。



プラン実現に向けた主体別の取り組み方策



(1) 企業の取り組み方策

1. 技術経営・知的財産経営による一層の経営強化
2. 知的財産を活用した企業発ベンチャーの促進
3. 未利用(潜在的利用価値のある)特許の積極的な公開による活用
4. 知的財産管理・契約知識等の教育(専門性の高い教育、社員全般対象の教育)
5. 独自の強みを持つ技術開発の推進とその知的財産化による競争力の強化
6. 大学、公的研究機関及び企業間における共同研究の推進による知的財産創造の強化
7. 知的財産を保護する契約、技術流出防止等の管理体制強化
8. 職務発明等人材へのインセンティブ制度の見直し
9. 行政等の実施する知的財産に関する支援施策の積極的な活用

(2) 大学等の取り組み方策

10. 知的財産本部などの知的財産管理機能強化
11. 研究者への社会貢献認識の啓発と業績評価における知的財産の重視
12. 大学発ベンチャーの促進
13. 学生や研究者への知的財産教育の充実
14. 研究者や知的財産関連人材の産業界との交流促進
15. 社会人向けの高度な知的財産教育の充実

(3) 産・学・行政連携による取り組み方策

取り組み方策の内容	展開時期		
	前期	後期	
	2004年	2007年(見直し)	2010年
〈知的財産を大切にす風土づくりによる知的財産立県の推進〉			
16. 「愛知の発明の日」を活用した知的財産を大切にす意識の普及			
〈風土づくりを進める社会基盤(人材・情報・資金)の整備〉			
17. 「あいち知的財産人材サポーター(仮称)」の設立と活用			
18. 知的財産立県を担う幅広い知的財産教育の推進			
19. 特許審査に係る先行技術調査機関の整備による地域知財力の強化			
20. 産・学・行政の知的財産情報のネットワーク化、情報発信の強化			
21. 知的財産の創造・保護・活用を促進する知的財産ファンドの整備			
〈共同研究の推進による知的財産創造の強化〉			
22. 共同研究開発事業による知的財産創造の推進			
23. バイオ分野における共同研究・事業化の推進			
24. ナノテクノロジーにおける共同研究・事業化の推進			
25. バイオ、医療、ナノテクノロジー関連の先端計測分析技術・装置開発の推進			
26. コンテンツ制作の人材の集まるビジネス環境づくり			
〈特許等知的財産の流通・移転の促進〉			
27. 知的財産の事業化に向けた試作機能の整備による技術移転の強化			
28. 未利用(潜在的利用可能性のある)特許の流通促進			
29. 流通やコンサルティング等の知的財産ビジネスの振興、活用			
〈国や他地域との連携〉			
30. 国内外のネットワークによる共同研究や人材・資金の集積の強化			
31. 知的財産に関する国への提案・要望活動の実施			

(4) 行政(県)の取り組み方策

取り組み方策の内容	展開時期		
	前期	後期	
	2004年	2007年(見直し)	2010年
〈知的財産を大切にす風土づくりの普及〉			
32. 「愛知の発明の日」の制定とプラン推進PR事業の実施			
33. 知的財産に関する相談機能の強化・充実			
〈知的財産を活用したたくましい中小企業づくり〉			
34. 中小企業の海外特許出願に対する財政支援			
35. 知的財産活用成功企業づくりモデル事業の実施			
36. 「あいち知的財産人材サポーター(仮称)」の設立支援と活用の促進			
37. 中小企業関係団体と連携した知的財産啓発活動の展開			
〈知的財産立県を担う人材づくり〉			
38. 知的財産に関する情報発信機能の強化			
39. 知的財産関係団体との連携による人材の育成支援			
40. 市町村単位での知的財産の啓発			
41. 少年少女発明クラブなど地域における若年向け啓発活動の推進			
42. 教育における知的財産教育の取り込み			
〈県の知的財産創出・活用促進〉			
43. 知的財産に関する県職員の意識改革の推進			
44. 知的財産関係指針の策定による県の知的財産の創造・活用の促進			
45. 県の知的財産窓口の一本化			

- : 主要な方策を展開する期間を示す
- : 助走期間または経営活動化した期間を示す